装技振第７２４３号
３１．３．２９
一部改正　装技振第４４２５号
令和３年３月２５日
一部改正　装技振第５２５２号
令和４年３月３１日
一部改正　装技振第１１９４７号
令和４年７月２５日
一部改正　装技振第１６７４７号
令和４年１０月１７日
一部改正　装技振第１５２９５号
令和５年８月２９日
一部改正　装技振第６２０９号
令和６年４月１日
一部改正　装技振第７８５３号
令和７年４月１８日

大臣官房長
防衛省本省の施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監殿
各地方防衛局長
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁の各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官
（公印省略）

研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて
（通知）

標記について、研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る特許等を受ける権利等の取扱いに関する訓令（昭和４８年防衛庁訓令第４９号）に基づき、研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱要領

を別紙１のとおり定め、知的財産の取扱いに関する特約条項について別紙２のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙１　研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱要領
　　別紙２　知的財産の取扱いに関する特約条項

別紙１

研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱要領

第１　趣旨

この取扱要領は、研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和４８年防衛庁訓令第４９号。以下「訓令」という。）第２条第２号で定義される研究委託性のある請負契約について、当該契約から得られる技術上の成果に係る知的財産権を、一定の条件の下で契約相手方に帰属させることができるとされていることを踏まえ、知的財産の取扱いを明確化するために必要な事項を定めることを目的とする。ただし、技術資料については、情報保全の観点から、国際共同開発及び装備移転の進展、契約相手方に帰属することによる革新的な技術上の成果又はより多くの他事業への波及効果が得られるなど特段の必要性があると認められる場合は、帰属の可否を検討することになる。また、訓令第２条第１号で定義される研究委託契約及び同条第３号で定義される試作契約から得られる技術上の成果に係る知的財産権の帰属に係る細部手続についても定める。

第２　用語の意義

⑴　研究開発等　研究、開発、改良、設計（設計変更を含む。）、試験、調査及びその他の委託性のある業務をいう。

⑵　新研究成果　契約により生じる文書、図画又は図表に表すことができる技術上の成果をいう。

⑶　研究委託性のある請負契約　訓令第２条第２号で定義される研究委託性のある請負契約をいう。

⑷　仕様書等　仕様書又は参考として仕様書に添付された図面、見本若しくは図書をいう。

⑸　技術資料　訓令第２条第４号で定義される技術資料をいう。

⑹　契約担当官等　防衛省所管契約事務取扱細則（平成１８年防衛庁訓令第１０８号）第２条に規定する契約担当官等をいう。

⑺　物別官室長　防衛装備庁調達事業部需品調達官、武器調達官、電子音響調達官、艦船調達官、航空機調達官及び輸入調達官並びに需品調達官付試作・基盤強化措置室長、需品調達官付機械車両室長、武器調達官付弾火薬室長、電子音響調達官付通信電気室長、電子音響調達官付電子計算機室長、艦船調達官付誘導武器室長及び航空機調達官付航空機部品器材室長をいう。

⑻　発明等　次に掲げるものをいう。

ア　発明

イ　考案

ウ　意匠及びその創作

エ　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）第２条第２項に規定する回路配置及びその創作

オ　著作物及びその創作

カ　技術資料及びその創作

⑼　知的財産権　知的財産に係る権利で次に掲げるものをいう。

ア　特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国におけるこれらに相当するもの（以下「産業財産権」と総称する。）並びに著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国におけるこれに相当するもの（以下「著作権」と総称する。）

イ　技術資料を利用及び処分する権利

⑽　知的財産権の実施　特許法（昭和３４年法律第１２１号）第２条第３項に定める行為、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）第２条第３項に定める行為、意匠法（昭和３４年法律第１２５号）第２条第２項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、著作権法第２１条から第２８条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為及び技術資料を利用する行為をいう。

⑾　秘密等　訓令第３条第４号に規定する秘密等をいう。

⑿　保護すべき情報　装備品及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第１３７号。令和４年３月３１日）第２項第１号に規定する保護すべき情報をいい、訓令第３条第４号におけるその他防衛装備庁長官が指定したものをいう。

⒀　課長等　課長及び課長に準ずる職をいう。また、防衛装備庁の施設等機関においては、部長、支所長及び試験場長をいう。

第３　「知的財産の取扱いに関する特約条項」の適用範囲及び仕様書等への引用

仕様書等に研究開発等の実施に当たって官の承認、官との調整又は官への報告を行うこと又は官側に提出される技術資料の官民の帰属の明確化を図ることが要求事項として記載されている研究委託性のある請負契約においては、

要求元は、別紙２に規定する「知的財産の取扱いに関する特約条項」（以下「特約条項」という。）を適用することを検討し、特約条項を適用する場合には、仕様書等に訓令及びこの取扱要領を引用して記載するものとする。

特約条項の適用について検討する際には、例えば、新規に調達する装備品（量産段階における初号機を含む。）や、調達実績がある場合で、仕様変更が生じる装備品等の製造請負契約や役務請負契約、初度費が含まれる製造請負契約や役務請負契約が、特約条項の適用の対象となり得ることに留意する（ただし、これらに限定するものではない。）。

第４　請負契約への特約条項の付加及び契約上の条件の提示

⑴　契約担当官等は、仕様書等において訓令が引用されている場合には、特約条項を付して契約を締結する措置をとるものとする。

⑵　競争に付する契約に特約条項を付する場合には、競争の公平を期するため、契約事務に関する訓令に係る事務要領について（装管調第２５２号。２７．１０．１）第６４条に規定する公告又は通知に際して選定した相手方に当該条件を付することを必要とする理由を説明し、契約上の条件を提示するものとする。

⑶　随意契約による契約に特約条項を付する場合は、商議に先立ち、選定した相手方に当該条件を付することを必要とする理由を説明し、契約上の条件を提示するものとする。

第５　付加された特約条項に係る細部手続要領

⑴　特約条項第２条第１項に基づく申請及び承認についての細部手続

ア　契約担当官等又は物別官室長は、特約条項第２条に基づく知的財産権の帰属の申請があったときは、当該申請に係る書類の写し及び契約書の写しを添付の上、防衛装備庁長官（技術戦略部技術振興官気付）に付紙様式第１により通知する。

イ　防衛装備庁技術戦略部技術振興官（以下「技術振興官」という。）は、当該通知があった場合、当該知的財産権が得られた事業に係る契約の調達要求元に意見を照会するとともに、必要に応じ、当該契約の内容に関連する課長等に意見を照会する。

ウ　照会を受けた調達要求元及び関連する課長等は、知的財産権の帰属の申請について以下に掲げる観点からこれを検討し、意見を付して回答するものとする。

(ｱ)　申請されている技術上の成果の範囲が新研究成果として適正であり、契約により生じたものでない技術上の成果を含んでいないか。

(ｲ)　当該知的財産権が特約条項第２条第１項に規定する条件の下、申請にある特定の企業等に帰属することにより、装備品等の調達、維持整備、研究開発等に支障を与える恐れがないか。

(ｳ)　申請された技術資料に秘密等が含まれる場合において、当該技術資料に係る知的財産権が帰属することとなる者が次に掲げる当該秘密等の区分に応じた事項を満たすか。

・　秘密　秘密保全に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３６号）第３２条第１項又は防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２６号）第３３条第１項に規定する許可を受けているか。

・　特定秘密　特定秘密の保護に関する訓令（平成２６年防衛省訓令第６４号）第３５条第２項又は防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２７号）第３５条第２項に規定する承認を得ているか。

・　特別防衛秘密　特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３８号）第３０条第１項又は防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２５号）第２９条第１項に規定する許可を受けているか。

・　保護すべき情報　取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第４６０８号。１９．４．２７）第１章第６に規定する許可を受けているか。

エ　防衛装備庁長官は、当該申請の承認の可否について、契約担当官等又は物別官室長に通知する。

オ　契約担当官等又は物別官室長は、当該申請の承認の可否について、契約相手方に付紙様式第２により回答する。

カ　本手続に当たって、関係する課長等は相互に協力する。

⑵　特約条項第３条第１項又は第１０条第１項に基づく申請及び承認又は許諾についての細部手続

ア　契約担当官等又は物別官室長は、特約条項第３条第１項又は第１０条第１項に基づく新研究成果の内容の公表又は第三者に開示することについての申請があったときは、当該申請に係る書類の写し及び契約書の写しを添付の上、付紙様式第３により調達要求元に照会する。また、当該照

会の写しを技術振興官に送付するものとする。

イ　照会を受けた調達要求元は、必要に応じ関係する課長等に照会の上、以下に掲げる観点からこれを審査し、契約担当官等又は物別官室長に当該公表及び開示の可否を回答する。また、当該回答の写しを技術振興官に送付するものとする。

(ｱ) 秘密等が含まれていないか。

(ｲ) 装備品等に係る我が国の技術的優越の確保を妨げるおそれがないか。

(ｳ) 自衛隊の運用に支障を与えるおそれがないか。

(ｴ) 装備品等の調達又は研究開発に支障を与える恐れがないか。

(ｵ) その他業務の遂行に支障を与える恐れがないか。

ウ　契約担当官等又は物別官室長は、当該申請の承認又は許諾の可否について、契約相手方に付紙様式第４により回答する。

エ　本手続に当たって、関係する課長等は相互に協力する。

⑶　特約条項第４条第１項に基づく申請及び承認についての細部手続

ア　特約条項第４条第１項に基づく申請が契約相手方（契約相手方が一部又は全部を再委託した者も含む。以下同じ。）のみによる出願であった場合は、以下に掲げるとおりとする。

(ｱ) 契約担当官等又は物別官室長は、当該申請があったとき、当該申請に係る書類の写し及び契約書の写しを添付の上、防衛装備庁長官（技術戦略部技術振興官気付）に付紙様式第１により通知する。

(ｲ) 当該申請の審査をするに当たっては、技術振興官が当該申請された発明の内容に秘密等が含まれないことを調達要求元に対し確認の上、職務発明に関する訓令（昭和３９年防衛庁訓令第４６号。以下「職務発明訓令」という。）第６条第３項及び第５項並びに職務発明に関する訓令の実施要領について（装技振第５２５０号。令和４年３月３１日。以下「職務発明通達」という。）第５項第３号から第５号までの規定を準用するものとする。この場合において、職務発明訓令第６条第３項中「前２項の規定による発明者の上申を受けた職務発明」とあるのは「特約条項第４条第１項の規定に基づき申請された発明」と、「当該職務発明」とあるのは「当該申請された発明」と、「発明者に通知」とあるのは「契約相手方に通知」と、同条第５項中「前２項の審査をする場合において、当該職務発明が防衛省以外の者との共同出願となるとき」とあるのは「第３項の規定に準じた審査をするとき」と読み替え、職務発明通達第５項第３号中「訓令第６条第３項から第５項までに規定する長

官が行う審査」とあるのは「訓令第６条第３項の規定を準用した審査」と、同項第３号及び第４号中「当該職務発明」とあるのは「当該申請された発明」と、同項第５号中「訓令第６条第３項の規定により自ら決定するとき又は同条第４項の規定により官房長等に回答するとき」とあるのは「訓令第６条第３項の規定に準じて自ら決定するとき」と、「共同出願する防衛省以外の者」とあるのは「契約相手方」と読み替えるものとする。

(ｳ) 技術振興官は、準用した職務発明通達第５項第５号に基づき、契約相手方が同号に規定する申出及び特許出願の取り下げに同意するかを確認する際は、契約担当官等又は物別官室長に、契約相手方に対し特約条項第４条第２項に規定に基づき問うよう依頼するものとする。

(ｴ) 契約担当官等又は物別官室長は、付紙様式第５により、契約相手方に対し、特約条項第４条第２項の規定に掲げる同意を問うものとする。また、契約担当官等又は物別官室長は、それに対する契約相手方の回答を受けた際は、付紙様式第６により、その回答を技術振興官に通知するものとする。

(ｵ) 契約担当官等又は物別官室長は、契約相手方より特約条項第４条第３項の規定に基づき作成された書類及び同条第４項の規定に基づき修正された出願等の内容が提出された場合、当該内容を技術振興官に通知する。

(ｶ) 防衛装備庁長官は、審査の結果を踏まえ、当該申請の承認の可否について、契約担当官等又は物別官室長にその決定を通知する。

(ｷ) 契約担当官等又は物別官室長は、当該申請の承認の可否について、契約相手方に付紙様式第２により回答する。

イ　特約条項第４条第１項に基づく申請が防衛装備庁長官と契約相手方との共同出願であった場合は、以下に掲げるとおりとする。

(ｱ) 契約担当官等又は物別官室長は、当該申請があったとき、当該発明等を共同発明した防衛省又は防衛装備庁の職員である発明者（以下「共同発明職員」という。）の属する課長等（陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊にあっては、各自衛隊を監督する幕僚監部の課長等）に宛て通知するものとする。

(ｲ) 当該通知を受けた共同発明職員の属する課長等は、当該通知の内容を共同発明職員に通知し、当該共同発明職員に、職務発明訓令第３条に基づく届出をさせるものとする。

(ｳ) 当該共同発明職員は、職務発明訓令第４条第１項において職務発明に該当すると認定する通知を受けたとき、同訓令第６条第１項に基づく上申を行わなければならない。また、同訓令第４条第１項において職務発明に該当しないと認定する通知を受けたときは、その旨を自身の属する課長等を通じて技術振興官に通知しなければならない。

(ｴ) 技術振興官は、職務発明訓令第６条第３項に規定する協議があった場合、職務発明通達第５項第５号の規定に基づき、契約相手方が同号に規定する申出及び特許出願の取り下げに同意するかを確認する際は、契約担当官等又は物別官室長に、契約相手方に対し特約条項第４条第２項の規定に基づき問うよう依頼するものとする。

(ｵ) 契約担当官等又は物別官室長は、付紙様式第５により、契約相手方に対し、特約条項第４条第２項の規定に掲げる同意を問うものとする。また、契約担当官等又は物別官室長は、それに対する契約相手方の回答を受けた際は、付紙様式第６により、その回答を技術振興官に通知するものとする。

(ｶ) 契約担当官等又は物別官室長は、契約相手方より特約条項第４条第３項の規定に基づき作成された書類及び同条第４項の規定に基づき修正された出願等の内容が提出された場合、当該内容を技術振興官及び共同発明職員の属する課長等（陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊にあっては、各自衛隊を監督する幕僚監部の課長等）に通知する。

(ｷ) 防衛装備庁長官は、職務発明訓令第４条第１項に基づく職務発明に該当しないと認定する旨の通知があったとき、同訓令第６条第３項に規定する決定を自らが行ったとき又は同項に基づく官房長等による特許出願することが防衛省の業務上必要でないとの決定があったとき若しくは同条第８項の規定により特許出願の依頼を受けたとき、当該通知、決定又は依頼の内容を踏まえ、当該申請の承認の可否について、契約担当官等又は物別官室長にその決定を通知する。

(ｸ) 契約担当官等又は物別官室長は、当該申請の承認の可否について、契約相手方に付紙様式第２により回答する。

ウ　本手続に当たって、関係する課長等は相互に協力する。

⑷　特約条項第５条第１項若しくは第８項、第７条第４項又は第８条第１項なお書きに定められた通知書等が提出されたときの細部手続

契約担当官等又は物別官室長は、特約条項第５条第１項若しくは第８項、第７条第４項又は第８条第１項なお書きに基づき契約相手方から産業財産

権出願通知書若しくは登録通知書、移転通知書又は実施許諾報告書が提出されたときは、当該通知書の写しを添付の上、付紙様式第７により防衛装備庁長官（技術振興官気付）に通知する。

⑸　特約条項第７条第１項、第８条第１項若しくは第２項又は第９条で定められた申請についての細部手続

ア　契約担当官等又は物別官室長は、特約条項第７条第１項に基づき移転承認申請書、第８条第１項に基づき実施許諾承認申請書、第８条第２項に基づき専用実施権等設定承認申請書又は第９条に基づき放棄承認申請書が契約相手方から提出されたときは、当該申請書の写しを添付の上、付紙様式第８により防衛装備庁長官（技術振興官気付）に通知する。

イ　技術振興官は、当該通知があった場合、必要に応じて当該知的財産権に係る発明等が得られた事業に係る契約の調達要求元、関連する課長等に意見を照会する。

ウ　照会を受けた調達要求元及び関連する課長等は、契約相手方からの申請について以下に掲げる観点からこれを検討し、意見を付して回答するものとする。

(ｱ)　申請が第三者への移転である場合、当該第三者へ知的財産権が移転されることにより、契約相手方から当該第三者に権利者の地位が移ることで、装備品等の調達、維持整備、研究開発等に支障を与える恐れがないか。

(ｲ)　申請が第三者への実施許諾である場合、当該第三者が申請にあった新研究成果を用いた製品を使用、製造、販売等を行うことで、装備品等の調達、維持整備、研究開発等に支障を与える恐れがないか。

(ｳ)　申請が第三者への専用実施権等の設定の場合、当該第三者が申請にあった新研究成果を用いた製品を使用、製造、販売等を行うだけでなく、防衛省及び契約相手方を含む当該第三者以外の者が当該新研究成果を用いることができなくなることで、装備品等の調達、維持整備、研究開発等に支障を与える恐れがないか。

(ｴ)　申請が知的財産権の放棄の場合、当該知的財産権が放棄されることにより、不特定の第三者が当該知的財産権の及ぶ新研究成果を実施することに対して、知的財産権侵害として差止請求することが不可能となることで、装備品等の調達、維持整備、研究開発等に支障を与える恐れがないか。

(ｵ)　申請された技術資料に秘密等が含まれる場合において、当該知的財

産権の移転を受ける第三者又は実施許諾若しくは専用実施権等の設定を受ける第三者が次に掲げる当該秘密等の区分に応じた事項を満たすか。

・　秘密　秘密保全に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３６号）第３２条第１項又は防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２６号）第３３条第１項に規定する許可を受けているか。

・　特定秘密　特定秘密の保護に関する訓令（平成２６年防衛省訓令第６４号）第３５条第２項又は防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２７号）第３５条第２号に規定する承認を得ているか。

・　特別防衛秘密　特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３８号）第３０条第１項又は防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２５号）第２９条第１項に規定する許可を受けているか。

・　保護すべき情報　取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第４６０８号。１９．４．２７）第１章第６に規定する許可を受けているか。

エ　防衛装備庁長官は、当該申請の承認の可否について、契約担当官等又は物別官室長に通知する。

オ　契約担当官等又は物別官室長は、当該申請の承認の可否について、付紙様式第９により契約相手方に回答する。

カ　本手続に当たって、関係する課長等は相互に協力する。

第６　秘密等が含まれる場合の措置

１　特約条項第２条第１項に基づき確約した同項第１号の規定による報告に秘密等が含まれる場合には、契約相手方は関係法令等の秘密保全に係る手続きを踏まえ、保全に万全を期することを契約しなければならない。

２　特約条項第２条、第７条又は第８条に規定する知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれる場合には、契約相手方若しくは契約相手方から知的財産権を移転又は実施許諾された第三者は、関係法令等の秘密保全に係る手続きを踏まえ、保全に万全を期することを契約しなければならない。なお、当該規定に係る申請を承認するに当たっては、その必要性について、当該申請の事業に係る契約の調達要求元が契約相手方と調整しつつ個別に検討することが

必要である。特に特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成２５年法律第１０８号）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。）については、防衛省の所掌事務の遂行のため、他の手段がないことを個別に検討する必要がある。

第７　特約条項に関する疑義

契約担当官等は、新たに得られた発明等の取扱いについて疑義が生じた場合には、技術振興官と協議するものとする。

第８　研究委託契約及び試作契約から得られる新研究成果に係る細部手続要領並びに措置

第５第１号から第５号までに定める細部手続及び第６に定める措置については、訓令第２条第１号で定義される研究委託契約及び同条第３号で定義される試作契約に準用する。

付紙様式第１

○○○第○○○号
令和　年　月　日

（宛先※１）　殿

（契約担当官等又は物別官室長）
○○○○○
（公印省略）

「○○○○○○」の契約における知的財産権に係る（選択※２）について（通知）

標記について、（選択※３）の規定に基づき、別添のとおり申請書が提出されたので通知する。

添付書類：○○○第○○○○号（令和　年　月　日）※４

注１：（宛先※１）は、防衛装備庁長官（技術戦略部技術振興官気付）又は共同発明職員の属する課長等（陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊にあっては、各自衛隊を監督する幕僚監部の課長等）のいずれかとする。
注２：（選択※２）には、「帰属」、「出願」又は「設定登録の申請」を記載する。
注３：（選択※３）には、「知的財産の取扱いに関する特約条項第２条第１項」、「知的財産の取扱いに関する特約条項第４条第１項」又は研究委託契約若しくは試作契約において締結する契約条項のうち前述の条項と同等の箇所のいずれかを記載する。
注４：契約相手方から提出された申請書の写し及び契約書の写しを添付する。

付紙様式第２

○○○第○○○号
令和　年　月　日

契約相手方住所
商号又は名称
　代表者氏名　殿

（契約担当官等又は物別官室長）
○○○○○

「○○○○○○」の契約における知的財産権の（選択※１）について（回答）

○○○第○○○○号（令和　年　月　日）により申請された標記について、（選択※２）されたので回答します。

関連文書：○○○第○○○○号（令和　年　月　日）※３
写送付先：防衛装備庁技術戦略部技術振興官

注１：（選択※１）には、「帰属」、「出願」又は「設定登録の申請」を記載する。
注２：（選択※２）には、「承認」又は「不承認」を記載する。
注３：契約相手方から提出された知的財産権に係る申請書

付紙様式第３

○○○第○○○号
令和　年　月　日

（調達要求元）　殿

（契約担当官等又は物別官室長）
○○○○○

「○○○○○○」の契約における（選択※１）について（照会）

標記について、（選択※２）の規定に基づき、（選択※１）について申請されたので、研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（装技振第７２４３号。３１．３．２９）別紙１第５第２号イに掲げる観点について、貴意を得たいので照会する。

添付書類：○○○第○○○○号（令和　年　月　日）※３
写送付先：防衛装備庁技術戦略部技術振興官

注１：（選択※１）には、「新研究成果の公表」又は「新研究成果の第三者開示」を記載する。
注２：（選択※２）には、「知的財産の取扱いに関する特約条項第３条第１項」、「知的財産の取扱いに関する特約条項第１０条第１項」又は研究委託契約若しくは試作契約において締結する契約条項のうち前述の条項と同等の箇所のいずれかを記載する。
注３：契約相手方から提出された申請に係る書類及び契約書の写しを添付する。

付紙様式第４

○○○第○○○号
令和　年　月　日

契約相手方住所
商号又は名称
　代表者氏名　殿

（契約担当官等又は物別官室長）
○○○○○

「○○○○○○」の契約における（選択※１）について（回答）

○○○第○○○○号（令和　年　月　日）により申請された標記について、（選択※２）回答します。

関連文書：○○○第○○○○号（令和　年　月　日）※３
添付書類：不承認理由通知書※４

注１：（選択※１）には、「新研究成果の公表」又は「新研究成果の第三者開示」を記載する。
注２：（選択※２）には、「承認されたので」又は「不承認理由通知書のとおり」を記載する。
注３：契約相手方から提出された申請書。
注４：不承認とする場合には、不承認理由通知書を添付する。

付紙様式第５

○○○第○○○号
令和　年　月　日

契約相手方住所
商号又は名称
　代表者氏名　殿

（契約担当官等又は物別官室長）
○○○○○

「○○○○○○」の契約における保全指定を想定した特許出願の
同意について（照会）

標記について、知的財産の取扱いに関する特約条項第４条第２項の規定に基づき、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第４３号）第６６条第２項前段の規定による申出を行い、同法第７０条第１項に規定する保全指定を受けることを想定した特許出願を行うこと、及び当該申出をした出願が同法第７１条の通知を受けた際に出願を取り下げることに同意するか照会します。

関連文書：○○○第○○○○号（令和　年　月　日）※１

注１：契約相手方から提出された産業財産権の出願に関する申請書。

付紙様式第６

○○○第○○○号
令和　年　月　日

防衛装備庁技術戦略部
　技術振興官　殿

（契約担当官等又は物別官室長）
○○○○○

「○○○○○○」の契約における保全指定を想定した特許出願の意思について（通知）

標記について、（選択※１）の規定にある回答が別添のとおりされたので、通知する。

添付書類：○○○第○○○○号（令和　年　月　日）※２

注１：（選択※１）には、契約相手方が同意していた場合「知的財産の取扱いに関する特約条項第４条第３項」と、契約相手方が同意していない場合「知的財産の取扱いに関する特約条項第４条第４項」と記載する。また、研究委託契約若しくは試作契約において締結する契約条項のうち前述の条項と同等の箇所のいずれかを記載する。

注２：契約相手方からの、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第４３号）第６６条第２項前段の規定による申出を行い、同法第７０条第１項に規定する保全指定を受けることを想定した特許出願を行うこと、及び当該申出をした出願が同法第７１条の通知を受けた際に出願を取り下げることに同意するか否かの回答書。

付紙様式第７

○○○第○○○号
令和　年　月　日

防衛装備庁長官　殿
（技術戦略部技術振興官気付）

（契約担当官等又は物別官室長）
○○○○○

「○○○○○○」の契約における（選択※１）について（通知）

標記について、（選択※２）の規定に基づき、別添のとおり（選択※１）が提出されたので通知する。

添付書類：○○○第○○○○号（令和　年　月　日）※３

注１：（選択※１）には、「産業財産権出願通知書」、「産業財産権の設定の登録通知書」「移転通知書」又は「実施許諾報告書」のいずれかを記載する。
注２：（選択※２）には、「知的財産の取扱いに関する特約条項第５条第１項」、「知的財産の取扱いに関する特約条項第５条第８項」、「知的財産の取扱いに関する特約条項第７条第４項」、「知的財産の取扱いに関する特約条項第８条第１項なお書き」又は研究委託契約若しくは試作契約において締結する契約条項のうち前述の条項と同等の箇所のいずれかを記載する。
注３：契約相手方から提出された産業財産権出願通知書、産業財産権の設定の登録通知書、移転通知書又は実施許諾報告書の写しを添付する。

付紙様式第８

○○○第○○○号
令和　年　月　日

防衛装備庁長官　殿
（技術戦略部技術振興官気付）

（契約担当官等又は物別官室長）
○○○○○

「○○○○○○」の契約における（選択※１）について（通知）

標記について、（選択※２）の規定に基づき、別添のとおり（選択※１）が提出されたので通知する。

添付書類：○○○第○○○○号（令和　年　月　日）※３

注１：（選択※１）には、「移転承認申請書」、「実施許諾承認申請書」「専用実施権等設定承認申請書」又は「放棄承認申請書」のいずれかを記載する。
注２：（選択※２）には、「知的財産の取扱いに関する特約条項第７条第１項」、「知的財産の取扱いに関する特約条項第８条第１項」、「知的財産の取扱いに関する特約条項第８条第２項」、「知的財産の取扱いに関する特約条項第９条」又は研究委託契約若しくは試作契約において締結する契約条項のうち前述の条項と同等の箇所のいずれかを記載する。
注３：契約相手方から提出された移転承認申請書、実施許諾承認申請書、専用実施権等設定承認申請書又は放棄承認申請書の写しを添付する。

付紙様式第９

○○○第○○○号
令和　年　月　日

契約相手方住所
商号又は名称
　代表者氏名　殿

（契約担当官等又は物別官室長）
○○○○○

「○○○○○○」の契約における（選択※１）について（回答）

○○○第○○○○号（令和　年　月　日）により申請された標記について、（選択※２）回答します。

関連文書：○○○第○○○○号（令和　年　月　日）※３
添付書類：不承認理由通知書※４
写送付先：防衛装備庁技術戦略部技術振興官

注１：（選択※１）には、「移転承認申請書」、「実施許諾承認申請書」、「専用実施権等設定承認申請書」又は「放棄承認申請書」のいずれかを記載する。
注２：（選択※２）には、「承認されたので」又は「不承認理由通知書のとおり」を記載する。
注３：契約相手方から提出された移転承認申請書、実施許諾承認申請書、専用実施権等設定承認申請書又は放棄承認申請書。
注４：不承認とする場合には、不承認理由通知書を添付する。

別紙２

知的財産の取扱いに関する特約条項

（知的財産権等の定義）

第１条　この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

⑴　特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国におけるこれらに相当するもの（以下「産業財産権」と総称する。）並びに著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国におけるこれに相当するもの（以下「著作権」と総称する。）

⑵　技術資料（技術上の成果（文書、図画又は図表に表すことができるものをいう。）を表したものであって、かつ、財産的価値のあるものをいう。以下同じ。）を利用及び処分する権利

２　この契約書において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

⑴　発明

⑵　考案

⑶　意匠及びその創作

⑷　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）第２条第２項に規定する回路配置及びその創作

⑸　著作物及びその創作

⑹　技術資料及びその創作

３　この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和３４年法律第１２１号）第２条第３項に定める行為、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）第２条第３項に定める行為、意匠法（昭和３４年法律第１２５号）第２条第２項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、著作権法第２１条から第２８条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為及び技術資料を利用する行為をいう。

４　この契約書において「新研究成果」とは、この契約により生じる文書、図画又は図表に表すことができる技術上の成果をいう。

５　この契約書において「仕様書等」とは、仕様書又は参考として仕様書に添付された図面、見本若しくは図書をいう。

６　この契約書において「乙の固有の技術資料」とは、甲に知的財産権が帰属しない技術資料（乙が第三者から提供を受けた技術資料を含む。）のうち、新研

究成果に該当しないものをいう。

（知的財産権の帰属）

第２条　甲は、乙が次の各号、第３項及び第４項、次条から第９条まで並びに第１８条の規定のいずれも遵守することを確約して、新研究成果についての知的財産権を継続して自らに帰属させたい旨の申請を甲に書面（別記様式１）で提出し、甲が自ら当該権利を保有することが必要ないと判断したときには、当該権利を乙から譲り受けないことを承認するものとする。また、乙は、第２号において甲又は甲の指定する第三者に知的財産権を許諾した場合には、甲又は甲の指定する第三者の円滑な権利の実施に協力する。

⑴　乙は、新研究成果が得られた場合には、遅滞なく、甲に当該新研究成果を報告する。

⑵　乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で新研究成果についての当該知的財産権を実施する権利（技術資料を処分する権利を除く。）を甲及び甲の指定する第三者に許諾する。

⑶　乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

⑷　乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転しようとし、又は当該知的財産権の専用実施権その他の日本国内及び国外において排他的に実施する権利（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転を承諾しようとするときは、当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令（平成１２年政令第２０６号）第２条第３項で定める場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

⑸　この契約に基づく研究開発又は試作から得られた技術資料に秘密等（秘密保全に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３６号）第２条第１項及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２６号）第２条第１項に規定する秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成２５年法律第１０８号）第３条第１項に規定する特定秘密、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和２９年法律第１６６号）第１条第３項に規定

する特別防衛秘密並びに装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第１３７号。令和４年３月３１日）第２項第１号に規定する保護すべき情報をいう。以下同じ。）が含まれる場合、乙は、防衛省又は防衛装備庁との契約に基づき、秘密等の保全に万全を期すものとする。

２　甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、又は前項の規定により知的財産権を乙から譲り受けないことを承認しない場合、乙から当該知的財産権（著作権法第２７条及び第２８条に掲げる権利を含む。）を譲り受けるものとする。

３　乙は第１項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権（著作権法第２７条及び第２８条に掲げる権利を含む。）を無償で甲に譲渡しなければならない。

４　第１項の規定に基づいて、甲が知的財産権を乙から譲り受けないことを承認した場合であっても、その後に乙が解散して清算することとなった場合（会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条第１号に該当する場合）には、乙は、解散の前に知的財産権（著作権法第２７条及び第２８条に掲げる権利を含む。）を甲に譲渡しなければならない。

５　第１項から第４項までの規定は、乙が本契約に係る業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、その結果当該第三者が得た新研究成果についての知的財産権について準用する。この場合において、当該第三者が当該権利を自らに帰属させたい旨の申請を行う場合には、乙を通して行い、乙はこれに協力するものとする。

（乙に帰属する著作物の公表の承認等）

第３条　乙は、前条第１項の規定に基づき甲が著作権を譲り受けないとした新研究成果の内容を、公表又は第三者に開示（口述によるものを含む。また、次条に規定する産業財産権の出願又は設定登録の申請に伴うものを除く。以下、この条において同じ。）しようとするときは、事前に甲の承認を書面（別記様式２）により申請しなければならない。この場合において、乙は、仕様書等の定めにより既に甲に報告したものを除き、公表又は第三者に開示しようとしている著作物を当該書面に添えるものとする。ただし、前条第１項に基づき乙が申請した際に確約した同項第２号又は第３号の規定に基づき、甲が乙に甲

の指定する第三者への開示を求めた場合においては、既に当該甲の承認を得たものとして見なす。

２　乙は、前項の規定に基づく申請に対する甲の承認を得た後でなければ、前条第１項の規定に基づき甲が著作権を譲り受けないとした新研究成果の内容を公表又は第三者に開示してはならない。また、乙は、当該承認を受けたからといって、他の契約条項の定めを免れ得るものと捉えてはならない。

３　前２項の規定は、既に当該新研究成果が公となっている場合及び乙がこの契約に係る業務の全部又は一部を請け負わせた第三者に開示する場合において、適用しない。また、当該著作権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、第三者への開示が当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第２条第３項で定める場合に準じる場合であるとき、乙は、第２項の申請に替えて第三者に開示したことを遅滞なく甲に報告するものとし、甲による承認を要しない。ただし、開示先の第三者が国外の企業その他団体である場合、乙は、甲と事前に調整しなければならない。

４　乙は、この契約の履行において生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、研究委託性のある請負契約による成果である旨を明示するものとする。

５　前条第１項の規定に基づき甲が著作権を譲り受けないとした新研究成果の二次的著作物は、前条第１項の規定に基づき甲が著作権を譲り受けないとしたこの契約の新研究成果と見なす。

（乙に帰属する産業財産権の出願に係る承認等）

第４条　乙は、この契約に係る産業財産権の出願又は設定登録の申請を行う場合は、事前に書面（別記様式３）により甲の承認を申請しなければならない。この場合において、乙は、出願又は設定登録の申請を行おうとしている発明等の内容について報告する以下の各号に掲げる資料（ただし、秘密等を含まないものに限る。）を当該書面に添えるものとする。

⑴　特許出願の場合は、発明の概要を説明する資料並びに特許法（昭和３４年法律第１２１号）第３６条に規定する願書、明細書、特許請求の範囲、図面及び要約書

⑵　実用新案登録出願の場合は、考案の概要を説明する資料並びに実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）第５条に規定する願書、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書

⑶　意匠登録出願の場合は、意匠の概要を説明する資料並びに意匠法（昭和３４年法律第１２５号）第６条に規定する願書及び図面若しくは図面に代わる写真

⑷　回路配置利用権の設定登録の申請の場合は、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）第３条第２項に規定する申請書並びに同条第３項に規定する図面若しくは写真、説明書及び資料

２　甲は、前項に基づく承認の申請の内容が発明の特許出願である場合において、当該発明の内容が経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第４３号。以下「経済安全保障推進法」という。）第７０条第１項に規定する保全指定を受けることを想定するのであれば出願を承認できると判断する場合、乙に対して同法第６６条第２項前段の規定による申出を出願とともに行い、同法第７０条第１項に規定する保全指定を受けることを想定した特許出願を行うこと及び第５条第４項の規定に従うことに同意するか、書面にて問うものとする。

３　前項に基づく甲の問いに対し、乙が同意する旨書面にて回答した場合、乙は、甲の指示に基づき、内閣府・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する命令（令和５年内閣府・経済産業省令第５号）第２条第１項に規定する申出書その他必要な書類を作成し、甲に提出しなければならない。

４　第２項に基づく甲の問いに対し、乙が同意しない旨書面にて回答した場合、乙は、甲の指示に基づき、経済安全保障推進法第７０条第１項に規定する発明に該当しないよう出願内容を修正し、それを甲に提出しなければならない。

５　甲は、必要に応じて乙に出願内容の修正を指示することができ、また、乙は、甲の指示に基づき出願内容を修正の上、その出願内容を甲に提出しなければならない。また、前項の規定に基づく修正を含め、乙が第１項の規定に基づき甲の承認を申請したときに添えた発明等の内容を修正し、それを甲に提出した場合には、甲は、乙が提出した修正後の発明等の内容を第１項の規定に基づく乙の申請に添えられたものとして取扱う。

６　乙は、第１項に基づく甲への申請に対する甲の承認を得た後でなければ、第２条第１項の規定に基づき甲が産業財産権を譲り受けないとした新研究成果に関する産業財産権の出願又は設定登録の申請を行ってはならない。また、乙は、当該承認を受けたからといって、他の契約条項の定めを免れ得るものと捉えてはならない。

７　第２項に基づく甲の問いに対し乙が同意する旨書面にて回答していた場合において、乙は、前項の出願を行うとき、当該出願とともに第３項で作成した申出に係る書類を用いて経済安全保障推進法第６６条第２項前段の規定による申出を行わなければならない。

８　乙は、第６項に係る産業財産権の出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和３５年通商産業省令第１０号）第２３条第６項及び同規則様式第２６備考２３等を参考にして、当該出願書類に産業技術力強化法（平成１２年法律第４４号）第１７条第１項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

９　第２項に該当する場合において、乙は、当該発明の内容を、経済安全保障推進法第６７条第１項に記載された発明に該当する可能性の程度が高いものとして、適正に管理しなければならない。

（乙に帰属する産業財産権の出願後の手続）

第５条　乙は、前条第６項に規定する甲の承認を得た出願又は設定登録の申請を行った場合には、遅滞なく、産業財産権出願通知書（別記様式４）を甲に提出しなければならない。

２　乙は、前条第６項に規定する甲の承認を得た出願が経済安全保障推進法第６７条第１項における保全審査に付された場合において、当該保全審査に付されたことの通知を受けたとき、その旨を甲に通知しなくてはならない。また、乙は、同条第１０項に規定する書類の提出その他必要な措置を執らなければならない。

３　乙は、前項における必要な措置として、自衛隊（自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第２条第１項に規定する「自衛隊」をいう。）を経済安全保障推進法第６７条第９項第２号に規定する事業者として同項に規定する書類に記載しなければならない。

４　乙は、前条第７項に基づき経済安全保障推進法第６６条第２項前段の規定による申出を行った場合において、同法第７１条に基づく内閣総理大臣からの保全指定しない旨の通知を受けた場合は、速やかに、当該申出をした特許出願を取り下げなければならない。また、乙は、当該取り下げについて甲に通知しなければならない。

５　乙は、前条第６項に規定する甲の承認を受けた出願が経済安全保障推進法第７０条第１項における保全指定された旨の通知及び同法第７７条第２項に

おける保全指定を解除した旨の通知を受けた場合、その旨を甲に速やかに通知しなければならない。

6　乙は、前項における保全指定された旨の通知を受けた場合、経済安全保障推進法の定めを遵守し、指定特許出願人として必要な措置を執らなければならない。

7　乙は、第５項の保全指定をされた場合において、甲が当該保全指定を受けた発明を実施したい旨を乙に通知したとき、甲に対する経済安全保障推進法第７３条第１項ただし書きに規定する許可を得るための手続をとらなければならない。

8　乙は、第１項に係る産業財産権の出願又は設定登録の申請に関して設定の登録等を受けた場合には、遅滞なく、登録通知書（別記様式５）を甲に提出しなければならない。

（乙に帰属する技術資料の取扱い）

第６条　乙は、第２条第１項の規定に基づき甲が技術資料を利用及び処分する権利を譲り受けないとした新研究成果の内容を、この契約書若しくは仕様書等に基づき提出する場合又は同項に基づき乙が申請した際に確約した同項第１号の規定に基づき甲に報告する場合において、当該新研究成果に含まれる乙の固有の技術資料について、その該当する箇所を明示するものとする。

2　第１項の規定における新研究成果に関する技術資料で契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出されたもの以外のもの（契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された技術資料に関係があるものに限る。）について、第１２条第３項の規定を準用する。この場合において、当該規定により提出された新研究成果に関する技術資料については、第２条第１項の規定に基づき甲が技術資料を利用及び処分する権利を譲り受けないとした新研究成果に該当すると見なす。

3　前２項の規定における新研究成果に含まれる乙の固有の技術資料の甲による利用について、第１２条第５項から第７項までを準用する。

4　第２条第１項の規定に基づき甲が技術資料を利用及び処分する権利を譲り受けないとした新研究成果の内容を、乙が公開又は第三者に開示しようとするときは、第３条第１項から第３項までの規定を準用する。

（乙に帰属する知的財産権の移転）

第７条　乙は、この契約に係る知的財産権（その専用実施権等を含む。以下、この条において同じ。）を甲以外の第三者に移転しようとする場合（当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第２条第３項で定める場合を除く。）には、事前に移転承認申請書（別記様式６）を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、上記除かれる場合にかかわらず、移転先の第三者が国外の企業その他団体である場合、乙は、甲と事前に調整しなければならない。

２　前項の規定により承認を得ようとするとき、乙は、乙が行う第２条から第９条まで、第１６条及び第１８条の規定の履行に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

３　乙が第１項に基づき甲の承認を得た場合において、当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれるときは、乙は、防衛省又は防衛装備庁が移転先となる当該第三者と秘密等の保全に関する契約を締結した後でなければ、移転してはならない。

４　乙は、当該知的財産権の移転を行なった場合には、遅滞なく、移転通知書（別記様式７）を甲に提出しなければならない。

５　乙は、乙が第１項に係る移転を行った場合、当該知的財産権の移転を受けた者に、当該知的財産権について、第２条第１項各号及び第３項から第５項まで、第３条から第９条まで、第１６条並びに第１８条の規定を遵守させるものとする。

（乙に帰属する知的財産権の実施許諾）

第８条　乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾しようとする場合（当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により実施許諾先を変更する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第２条第３項で定める場合に準じる場合を除く。）には、事前に実施許諾承認申請書（別記様式８）を甲に提出し、承認を得るとともに、乙が行う第２条、第３条、本条及び第１８条の規定の履行に支障を与えないように当該第三者に約させなければならない。ただし、上記除かれる場合にかかわらず、実施許諾先の第三者が国外の企業その他団体である場合、乙は、甲と事前に調整しなければならない。

なお、第２条第１項に基づき乙が申請した際に確約した同項第２号又は第３号の規定に基づき、甲が乙に甲の指定する第三者への許諾を求めた場合においては、当該甲の承認を得たものと見なす。この場合において、乙は、「実施許諾承認申請書」とあるのを「実施許諾報告書」と読み替えた書面により、甲に報告するものとする。

２　乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に専用実施権等を設定しようとする場合（当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により専用実施権等の設定先を変更する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第２条第３項で定める場合を除く。）は、専用実施権等設定承認申請書（別記様式９）を甲に提出し、その承認を得るとともに、乙が行う第２条、第３条、本条及び第１８条の規定の履行に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。ただし、上記除かれる場合にかかわらず、専用実施権等の設定先の第三者が国外の企業その他団体である場合、乙は、甲と事前に調整しなければならない。

３　乙が前２項に基づき甲の承認を得た場合において、当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれるとき、乙は、防衛省又は防衛装備庁が当該第三者と秘密等の保全に関する契約を締結した後でなければ、当該許諾をしてはならない。

（乙に帰属する知的財産権の放棄）

第９条　乙は、この契約に係る知的財産権を放棄する場合には、事前に放棄承認申請書（別記様式１０）を甲に提出し、承認を得なければならない。乙は、当該放棄を行った後にその内容を甲に報告するものとする。

（甲に帰属する著作物の取扱い）

第１０条　第２条第２項又は第３項に該当する場合、乙は、甲の著作権が及ぶ新研究成果について、乙がその内容を公開又は第三者に開示しようとする場合、あらかじめ甲の許諾を得るものとする。ただし、既に当該新研究成果が公となっている場合は、この限りでない。また、乙が部外転用（防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の利用等に関する手続について（防装庁（事）第２９１号。３０．８．８。以下「部外転用通達」という。）第２項第３号に規定する部外転用をいう。以下同じ。）のため公開又は第三者に開示しようとしている場合は、第１４条による。

２　乙は、前項の規定に基づき甲の許諾を得た後でなければ、当該新研究成果の内容を公開又は第三者に開示することができない。また、公開に際しては、第３条第５項の規定を準用する。

３　第２条第２項又は第３項に該当する場合、乙は、甲の著作権が及ぶ新研究成果について、乙が防衛省又は防衛装備庁に供する目的の場合において、複製、翻訳、変形、脚色その他翻案することができる。ただし、翻訳、変形、脚色その他翻案した二次的著作物の著作権は、甲に譲渡するものとする。また、当該二次的著作物は、この契約における新研究成果と見なすものとする。

（甲に帰属する産業財産権の管理）

第１１条　第２条第２項又は第３項に該当する場合、乙はこの契約に係る産業財産権について、甲の要請に基づき、出願又は申請から権利の成立に係る登録まで必要となる手続を甲の名義（出願人名又は申請者名を防衛装備庁長官とする。）により行うものとする。

２　甲は、前項の場合においてこの契約に係る産業財産権の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあたっては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、出願審査の請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。

３　甲は、甲が承継した産業財産権の実施の許諾について乙が求めた場合、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、甲が承継した産業財産権の実施料の支払いその他必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙が防衛省又は防衛装備庁に供する目的である場合、甲は、無償で乙に許諾できるものとする。

（甲に帰属する技術資料の取扱い）

第１２条　第２条第２項又は第３項に該当する場合、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された技術資料の利用及び処分に関する権利は、甲が有する。ただし、当該技術資料に含まれている乙の固有の技術資料は、その限りではない。

２　乙は、前項に規定する甲に提出された技術資料に含まれている乙の固有の技術資料について、その該当する箇所を明示するものとする。

３　甲は、この契約の履行中及び終了後５年間は、第２条第２項又は第３項に該当する新研究成果に関する技術資料で契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出されたもの以外のもの（契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された技術資料に関係があるものに限る。）につき、必要に応じ、乙にその提出を求めることができるものとし、乙が提出したときは、甲は乙に実費を支払うものとする。この場合において、乙が甲に提出した当該技術資料は、第２条第２項に該当する新研究成果と見なし、その技術資料を利用及び処分する権利は、第１項のとおりとする。ただし、この期間は、仕様書等に別段の定めがある場合はこれによる。

４　第１項及び第２項の規定は、前項の規定により甲に提出された技術資料について準用する。

５　甲は、この契約の履行中及び終了後５年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された乙の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省（防衛装備庁を含む。以下この条及び次条において同じ。）が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、その内容を防衛省の内部において利用し及び複製（当該技術資料のうち乙の指定するものの複製を除く。）することができる。第３項ただし書の規定は、この項において準用する。

６　甲は、この契約の履行中及び終了後５年間は、前項の防衛省の行う業務に必要な場合は、契約書若しくは仕様書等又は第３項の規定の定めるところにより甲に提出された技術資料に直接関連がある乙の固有の技術資料の閲覧、複製（乙の指定するものの複製を除く。）及びその内容の防衛省の内部における利用について乙の許諾を求めることができる。この場合において、複製を乙が行うときは、乙に実費を支払うものとする。第３項ただし書の規定は、この項において準用する。

７　甲は、甲がこの契約の履行に当たり知得した乙の固有の技術資料の内容のうち、乙の指定するものについては、乙の承諾のない限り乙の指定する期間、第５項の防衛省の業務に関係のある防衛省の職員以外の者に漏らさないものとする。

（甲に帰属する技術資料の利用）

第１３条　甲は、乙が、甲が承継した技術資料の利用の許諾を求めた場合は、部外転用通達に規定する手続に基づき承認するものとし、甲が承継した技術資

料の利用料の支払いその他必要な事項は、部外転用通達に規定する部外転用契約により定めるものとする。

２　前項にかかわらず、乙は、防衛省又は防衛装備庁に供する目的で、甲が承継した技術資料を無償で利用することができる。

（甲に帰属する技術資料の開示又は公開）

第１４条　乙は、部外転用のため、甲に帰属する技術資料の内容を第三者に開示し、又は公開しようとする場合は、部外転用通達に規定する手続に基づき承認を申請するものとする。

（成果の利用等）

第１５条　第２条第１項の規定にかかわらず、乙は、甲に提出された新研究成果に係る知的財産権について、甲による当該新研究成果の利用に必要な範囲で、甲及び甲の指定する第三者が実施する権利を甲に無償で許諾したものとする。

２　乙は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された著作物（乙の固有の技術資料を除く。）の甲及び甲が指定する第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。

（技術上の協力）

第１６条　乙は、第２条第１項第２号及び第３号、第１２条第５項及び第６項並びに前条第１項に基づき、甲及び甲が指定する第三者が知的財産権を実施する場合において、乙が甲から技術者の派遣その他の技術的な協力を求められたときは、特に支障のない限り適正な条件でこれに応じなければならない。

（立証責任）

第１７条　第６条及び第１２条に規定する技術資料が乙の固有の技術資料であるか否か及びこの契約に基づく業務に従事する乙の従業者等の職務行為として行った発明等が新研究成果に係るものであるか否かにつき甲乙間に争いを生じた場合の立証責任は、乙が負う。

（知的財産権の使用実績）

第１８条　乙は、この契約の履行において生じた知的財産権について、甲が使用実績の報告を求めた場合は、これに協力するものとする。

（知的財産権の管理報告）

第１９条　乙は、次の各号の内容について、知的財産管理報告書（別記様式１１）を作成し、納期までに甲に提出するものとする。

⑴　乙が知る限りにおいて、仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権（出願又は申請中のものを含む。）

⑵　第６条第１項で定める新研究成果に含まれる乙の固有の技術資料

⑶　第１２条第１項で定める甲に提出された技術資料に含まれる乙の固有の技術資料

⑷　第６条第２項及び第１２条第５項から第７項までの規定における、乙の指定する技術資料

（職務発明規定の整備）

第２０条　乙は、この契約の締結後速やかに従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等がこの契約を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等に至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらをこの契約の実施に適用できる場合は、この限りではない。

（再委託における準用）

第２１条　乙がこの契約に係る業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、乙は、この特約条項の履行に支障を与えないよう、この特約条項の規定を準用した契約を当該第三者と締結しなければならない。

（存続条項）

第２２条　第２条から第１８条までの規定は、これらの規定又は仕様書等に期間についての別段の定めがあるものを除き、この契約が終了し、又はこの契約が解除された後においても存続する。ただし、それぞれの知的財産権が消滅した場合、当該知的財産権に係る部分については、この限りでない。

（その他）

第２３条　国際共同研究開発その他この特約条項の規定の適用に特段の支障がある場合、この特約条項の規定にかかわらず、仕様書等に別段の定めをすることができる。

別記様式１

発簡番号

令和　年　月　日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官　殿
（物別官室長　気付）

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

知的財産権の帰属に係る申請書

会社名　代表者名（以下「乙」という。）は、支出負担行為担当官（又は分任支出負担行為担当官）（以下「甲」という。）に対し、下記１に掲げる契約に係る下記２の知的財産権を乙に継続して帰属させることの承認について、知的財産の取扱いに関する特約条項第２条第１項の規定に基づき申請します。

なお、申請に当たり、乙は、知的財産の取扱いに関する特約条項第２条第１項各号、同条第３項及び第４項、第３条から第９条まで並びに第１８条の規定について、いずれも遵守することを甲に対し確約いたします。

記

１　ア　調達要求番号
　　イ　契約件（品）名
２　ア　知的財産権の種類
　　イ　対象とする新研究成果
　　ウ（その他必要事項を適宜追記）

（備考）

知的財産の取扱いに関する特約条項第２２条の規定により、仕様書等に別段の定めをしている場合は、当該別段の定めに応じてこの様式の記載を修正すること（以下、別記様式２から別記様式１１まで同じ。）。

別記様式２

発簡番号
令和　年　月　日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官　殿
（物別官室長　気付）

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

著作物の公表又は第三者開示申請書

下記の契約に係る著作物の（公表／第三者への開示）について、知的財産の取扱いに関する特約条項第３条第１項の規定に基づき申請します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　著作物の件名
４　開示先

関連文書：１　別記様式１の発簡番号及び発簡年月日
　　２　特約条項第２条第１項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日
添付書類：公表又は第三者に開示しようとしている著作物

別記様式３

発簡番号
令和　年　月　日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官　殿
（物別官室長　気付）

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権出願申請書

下記の契約に係る（特許の出願／実用新案登録の出願／意匠登録の出願／回路配置利用権の設定登録の申請）について、知的財産の取扱いに関する特約条項第４条第１項の規定に基づき申請します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　発明等の名称
４　発明者等の住所・所属・氏名
５　出願予定国名

関連文書：１　別記様式１の発簡番号及び発簡年月日
　　２　特約条項第２条第１項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日
添付書類：１　発明等の概要を説明する資料
　　２　特許若しくは実用新案登録の場合は、願書、明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書、意匠登録の場合は、願書及び図面若しくは写真、又は回路配置利用権の場合は、申請書、図面若しくは写真、説明書及びその他添付する資料

別記様式４

発簡番号
令和　年　月　日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官　殿
（物別官室長　気付）

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権出願通知書

下記の契約に係る（特許の出願／実用新案登録の出願／意匠登録の出願／回路配置利用権の設定登録の申請）を行ったので、知的財産の取扱いに関する特約条項第５条第１項の規定に基づき通知します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　発明等の名称
４　発明者等の住所・所属・氏名
５　出願日
６　出願番号
７　出願した国名

関連文書：別記様式３の発簡番号及び発簡年月日
添付書類：１　特許庁が発行した受領書（写）
２　特許若しくは実用新案登録の場合は、願書、明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書、意匠登録の場合は、願書及び図面若しくは写真、又は回路配置利用権の場合は、申請書、図面若しくは写真、説明書及びその他添付する資料

別記様式５

発簡番号
令和　年　月　日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官　殿
（物別官室長　気付）

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権の設定の登録通知書

下記の契約に係る（特許権／実用新案権／意匠権／回路配置利用権）の設定の登録を受けましたので、知的財産の取扱いに関する特約条項第５条第８項の規定に基づき通知します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　発明等の名称
４　出願日
５　出願番号
６　産業財産権者
７　登録日
８　登録番号
９　登録した国名

関連文書：別記様式４の発簡番号及び発簡年月日

別記様式６

発簡番号
令和　年　月　日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官　殿
（物別官室長　気付）

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

移転承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について移転したいので、知的財産の取扱いに関する特約条項第７条第１項の規定に基づき承認を申請します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　ア　知的財産権の種類
　　イ　アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果の件名
４　移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
５　知的財産の取扱いに関する特約条項第２条から第９条まで、第１６条及び第１８条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（移転契約の契約書案等）
６　移転の理由

関連文書：１　別記様式１の発簡番号及び発簡年月日
　　２　特約条項第２条第１項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日

別記様式７

発簡番号

令和　年　月　日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官　殿
（物別官室長　気付）

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

移転通知書

下記の契約に係る知的財産権について移転しましたので、知的財産の取扱いに関する特約条項第７条第４項の規定に基づき通知します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　ア　知的財産権の種類
　　イ　アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果の件名
４　移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
５　移転日
６　移転先が知的財産の取扱いに関する特約条項第２条第１項各号及び第３項から第５項まで、第３条から第９条まで、第１６条及び第１８条の規定を遵守することを示す書面（移転契約の契約書の写し等）

関連文書：別記様式６の発簡番号及び発簡年月日

別記様式８

発簡番号
令和　年　月　日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官　殿
（物別官室長　気付）

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

実施許諾承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について実施許諾を行いたいので、知的財産の取扱いに関する特約条項第８条第１項の規定に基づき承認を申請します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　ア　知的財産権の種類
　　イ　アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果の件名
４　実施許諾先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
５　実施許諾の範囲（国・地域・期間・内容）
６　知的財産の取扱いに関する特約条項第２条、第３条、第８条及び第１８条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（実施許諾契約の契約書案等）
７　承認を受ける理由

関連文書：１　別記様式１の発簡番号及び発簡年月日
　　２　特約条項第２条第１項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日

別記様式９

発簡番号
令和　年　月　日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官　殿
（物別官室長　気付）

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

専用実施権等設定承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について専用実施権等を設定したいので、知的財産の取扱いに関する特約条項第８条第２項の規定に基づき承認を申請します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　ア　知的財産権の種類・番号・名称・国名
　　イ　アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果の件名
４　専用実施権等の範囲（国・地域・期間・内容）
５　設定を受ける者の名称（社名、住所、連絡先、代表者、担当者等も含む。）
６　知的財産の取扱いに関する特約条項第２条、第３条、第８条及び第１８条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（専用実施権等の設定に係る契約の契約書案等）
７　承認を受ける理由

関連文書：１　別記様式１の発簡番号及び発簡年月日
　　２　特約条項第２条第１項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日

別記様式１０

発簡番号
令和　年　月　日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官　殿
（物別官室長　気付）

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

放棄承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について放棄を行いたいので、知的財産の取扱いに関する特約条項第９条の規定に基づき承認を申請します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　ア　知的財産権の種類
　　イ　アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果の件名
４　放棄予定日
５　放棄の理由

関連文書：１　別記様式１の発簡番号及び発簡年月日
　　２　特約条項第２条第１項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日

別記様式１１

発簡番号
令和　年　月　日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官　殿
（物別官室長　気付）

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

知的財産管理報告書

下記の契約に係る知的財産権について、知的財産の取扱いに関する特約条項第１９条の規定に基づき報告します。

記

１　調達要求番号
２　契約件（品）名
３　仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権（出願又は申請中を含む。）の名称・登録（出願）番号・権利者（出願人）・留意事項
４　乙の固有の技術資料の名称・番号・記載箇所・乙の固有の技術資料とする理由・著作権及び著作者人格権の許諾の指定